

介護保険料額決定通知書を送付します

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248)1102

に記載された金額が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、介護保険料額決定通知書に記載された金額です。

令和2年度からの主な変更点

令和2年度の税制改正により、合計所得金額の計算方法が変更になりました。それに伴い、増加する所得金額の影響を受けないようにするため、合計所得金額から増加した金額を控除(最大10万円)した金額を介護保険料算定に用います。

※所得の種類・金額や住民税の課税状況により、適用できない場合があります。

※送付する通知書に記載の合計所得金額は控除後の金額になります。

・左表の段階の合計所得金額の範囲が変更になります。

(単位：万円)		
	段階	以上～未満
令和2年度	第7段階	120～200
	第8段階	200～300
	第9段階	300～400
令和3年度	第7段階	120～210
	第8段階	210～320
	第9段階	320～400

保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人は原則特別徴収となりますが、次の場合などは、一時的に普通徴収となります。

- ・65歳になって半年から1年の期間
- ・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- ・転入してきた人
- ・年金担保がある人 など

▼特別徴収とは

年金からの天引きによる納付
(年6回の年金支給月)

▼普通徴収とは

納付書払いや口座振替による納付
(6月から翌年1月までの毎月)

日本年金機構から送付の年金振込通知書と一致しないことがあります

10月以降の介護保険料について、年金振込通知書に記載された金額と、市から送付する介護保険料額決定通知書

65歳以上の人へ

高齢者在宅福祉サービスの案内

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班(ウィーブル内) ☎(248)1126

在宅の高齢者とその家族に対して、さまざまな福祉サービスを実施しています。

サービスを利用するためには申請が必要です。必要に応じて生活状況を確認し、審査などを行ないます。

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

認知症の高齢者を自宅で介護する家族が、外出などで支援が必要な時間に、やすらぎ支援員が訪問し、見守りを行ないます。

▼対象者

日常生活自立度判定基準ランクⅠからランクⅡb、またはこれに準じる高齢者を在宅で介護している家族

▼利用料 1時間当たり150円
(1回当たり4時間まで)

在宅高齢者家族介護用品給付事業

要介護度3以上で紙おむつなどが常時必要な住民税が非課税の高齢者を、在宅で介護している家族に対して介護用品を給付します。

▼給付する介護用品

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

▼給付限度額 1月当たり4,500円

在宅高齢者安心確保事業

一人暮らしの高齢者で、転倒の危険性が高い人や発作などで緊急対応の可能性が高い人の自宅に、緊急通報装置を設置します。主に、緊急時の通報受付や定期的な安否確認などを行ないます。

▼利用料 無料

緊急通報装置 BOX型(固定電話対応)



本体
・大きなボタンで押しやすい
・会話が可能
ペンダント
・自宅敷地内で身につけてください
・会話はできません
※設置には固定電話回線が必要です

緊急通報装置 携帯型



簡単操作
・ソフトバンク ボタンを押す
・ドコモ ひもを引っ張る
自宅敷地内どこからでも通報・会話が可能
(持ったまま外出しないでください)

耐震改修などの費用を補助します

今後の大地震に備え、市民の皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の費用を補助します。

申込期限 10月29日(金) 午後5時
必要書類 補助金交付申請書・費用の見積書 など

補助制度	補助対象	補助額
耐震診断費補助	・市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物か、り災証明などにより熊本地震での被災が確認できること ・建築基準法に違反のない建築物 など ※昭和56年6月1日以降に増築した部分の面積が延床面積の1/2を超えている建築物は対象外	費用の2/3以内 (限度額8万6千円)
耐震改修設計費補助	・市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの	費用の2/3以内 (限度額20万円)
耐震改修工事費補助	・地上階数が3階以下のもの ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物か、り災証明などにより熊本地震での被災が確認できること	費用の1/2以内 (限度額60万円)
耐震改修設計費・耐震改修工事費一括補助		費用の4/5以内 (限度額100万円)

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎248-3855

危険ブロック塀などの撤去費用を補助します

大地震に備えて、危険なブロック塀などの撤去費用の補助を行ないます。

対象

- ・避難路に面するもの
- ・ブロック塀などが面する道路面から80cm以上のもの(擁壁の上に設置されている場合はブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの)
- ・市が安全点検を行ない、安全対策が必要と判断されたもの など

補助額 次のいずれか低い額

- ①撤去工事の見積書
- ②撤去するブロック塀の長さ(m)×1万2千円
- ③20万円

申込期限 12月28日(火) 午後5時
必要書類 補助金交付申請書・費用の見積書 など

※詳しくは、お尋ねになるか市ホームページをご覧ください。



●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎248-3855

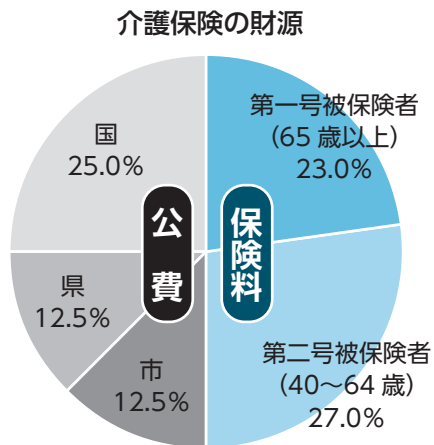
65歳以上の人へ

介護保険料の納め忘れはありませんか

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248)1102

介護保険制度は、できる限り自立した日常生活を送るために、介護が必要になった高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みです。

高齢者が安心・安全な生活を送るためには欠かせない制度です。



保険料を滞納しないようにしましょう

特別な事情(災害、失業など)がなく保険料を滞納すると期間に応じて延滞金などが発生する場合があります。

また、介護サービス利用の際に、給付制限や自己負担額の引上げの措置を受けます。さらに、納付に十分な資力があると判断された場合には、強制処分(預金の差押など)を行なう場合があります。

早めにご相談ください

災害や病気、失業、事業の休廃止などやむを得ない事情で納期内納付が困難な場合は、一人で悩まず早めにご相談ください。生活状況などにより、納付計画を作成します。



この制度は被保険者の皆さんが納める介護保険料を財源の半分としているため、保険料の納付が遅れると、介護保険の健全な運営に支障をきたす恐れがあります。

必要なときに必要なサービスが安心して受けられるよう、保険料は必ず納期限内に納めましょう。